

岐阜県公報

号 外 (二) 平 成 十 九 年 六 月 一 日

目 次

規 則

○岐阜県警察本部組織条例及び岐阜県行政手続条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

(法務・情報公開課)

ページ
一

規 則

岐阜県警察本部組織条例及び岐阜県行政手続条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成十九年六月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第五十八号の二

岐阜県警察本部組織条例及び岐阜県行政手続条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

岐阜県警察本部組織条例及び岐阜県行政手続条例の一部を改正する条例(平成十八年岐阜県条例第四十六号)の施行期日は、平成十九年六月一日とする。

平成十九年六月一日印刷
平成十九年六月一日発行

発 行 者
発 行 所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐 阜 県 庁

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 飯 尾 寛
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 岐 阜 文 芸 社
定価 一か年 四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))